平成13年(行ケ)第239号 審決取消請求事件 平成14年8月22日口頭弁論終結

決

原告 旭硝子株式会社 訴訟代理人弁理士 萩 原 亮 明 内 田 同 同 加 藤 清 被告 美濃窯業株式会社 木 訴訟代理人弁理士 下 茂 村 理 恵 石

主

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 原告

特許庁が無効2000-35329号事件につき平成13年4月16日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告

主文と同旨

- 第2 当事者間に争いのない事実
 - 1 特許庁における手続の経緯
- (1) 原告は、発明の名称を「セメント工業用回転筒窯」とする特許第2698816号の特許(昭和62年4月30日に出願された特願昭62-107874号(以下「もとの出願」という。)を分割して、その一部を新たな特許出願として、平成8年8月28日に出願され(以下「本件出願」という。)、平成9年9月26日に設定登録されたものである。以下「本件特許」といい、その発明を「本件発明」という。)の特許権者である。
- (2) 被告は、平成12年6月20日、本件特許を無効にすることにつき審判を請求した。特許庁は、これを無効2000-35329号事件として審理し、その結果、平成13年4月16日、「特許第2698816号の請求項1に係る発明についての特許を無効とする。」との審決(以下「本件審決」という。)をして、同月26日、その謄本を原告に送達した。
 - 2 本件特許の特許請求の範囲
- 「10~50重量%のスピネルクリンカー(MgO・Al2O3),50~9 0重量%の焼結マグネシア、及びスピネルクリンカーと焼結マグネシアの全量の1 00重量%に対して、付着物の形成を促進する0.5~4重量%の酸化ジルコニウム成分を有する、マグネシアスピネルを主材とする耐火素地が内張りされていることを特徴とするセメント工業用回転筒窯。」
 - 3 本件審決の理由

本件審決の理由は、別紙審決書の写しのとおりである。要するに、次のよう にいうものである。

- (1) もとの出願の願書に最初に添付された明細書(以下, 同願書に最初に添付された図面も併せて, 「原明細書」という。)には, 耐火素地の成分として, 酸化ジルコニウムが「〇. 1mmよりも小さな粒度領域にある」ことが記載されており, 〇. 1mmよりも小さい粒度領域にある酸化ジルコニウム以外の酸化ジルコニウムについては, 何ら記載されていない。また, 〇. 1mmより小さい粒度領域にある酸化ジルコニウム以外の酸化ジルコニウムも, 付着物の形成を促進できるという作用効果を有しており, 耐火素地の成分として用いることができることが, 自明であるとすることもできない。
- (2) 本件特許の明細書(以下「本件明細書」という。)中の「付着物の形成を促進する・・・酸化ジルコニウム」という記載は、酸化ジルコニウムの形成を促進するという効果、或いは付着物の形成を促進する添加物としての用途を記載しているにすぎず、酸化ジルコニウムの特性を限定するものではない。

本件発明は、酸化ジルコニウムが「O. 1mmよりも小さい粒度領域にある」ことを必須の構成要件としない。すなわち、本件明細書は、O. 1mmよりも大きい粒度領域にある酸化ジルコニウムを用いる場合をも包含している。

(3) 以上のとおり、本件発明は、もとの出願に包含されていない発明を包含す るものであるから、特許法44条1項の、もとの特許出願の一部を新たな特許出願 にするものではなく、同条2項の適用を受けることができない。

したがって、本件発明の出願日は、現実の出願日である平成8年8月28

日となる。

(4) 甲第3号証(特開昭62-260765号公報, 昭和62年11月13日 公開)には、「10ないし50重量%のスピネルクリンカー(MgO・Al2O3)、50ないし90重量%の焼結マグネシア、及びスピネルクリンカー、及び0.5ないし4重量%の焼結マグネシアの全量に関連させて、100重量%に対してと られた、付着物の形成を促進する金属酸化物成分を有する、マグネシアスピネルを 主材とする,耐火素地において,該金属酸化物が酸化ジルコニウムであり,且つ O. 1 mmよりも小さな粒度領域にあることを特徴とする耐火素地」を、内面に内張 りしたセメント工業用回転円筒窯が記載されている。

他方, 本件発明は, 酸化ジルコニウムとしてO. 1mmより小さい粒度領域

にある酸化ジルコニウムを用いる場合をも包含する。 以上によれば、本件発明は、出願前に頒布された刊行物である甲第3号証 に記載された発明であるから、特許法29条1項3号の規定に該当し、特許を受け ることができない。

原告主張の取消事由の要点

審決は,0.1mmより大きな粒度領域にある酸化ジルコニウムについては, 原明細書に記載がなく、酸化ジルコニウムであれば、O. 1mmより大きな粒度領域にあるものであっても、付着物の形成を促進することができることが自明であったとすることもできない、と誤って認定し、その結果、本件特許は、もとの出願に包含することもできない。と誤って認定し、その結果、本件特許は、もとの出願に包含することもできない。と思って認定し、その結果、本件特許は、もとの出願に包含することもできない。 含されていた出願の一部を新たな特許出願とするものではなく、特許法44条第2 項規定の適用を受けることができないとの誤った判断に至り、ひいては、本件発明 の新規性を否定するいう誤りを犯したものであるから、違法なものとして取り消さ れるべきである。

特許制度及び分割出願制度の趣旨

特許制度及び分割出願制度の趣旨は、特許出願により自己の発明内容を公開した出願人に対して、第三者に対して不当に不測の損害を与えるおそれのない限り、できるだけこれらの発明について特許権を取得する機会を与えることにある (最高裁昭和53年(行ツ)第140号,昭和56年3月13日判決参照)。こ 「もとの出願から分割して新たな出願とすることのできる発明」とは、 出願の願書に添付された明細書の特許請求の範囲に記載されたものに限られず、 旨とする技術的事項のすべてが当業者が正確に理解し、かつ、容易に実施すること ができる程度に記載されているならば、明細書の発明の詳細な説明ないし図面に記 載されているものであっても差し支えない(最高裁昭和53年(行ツ)第101 号, 昭和55年12月18日判決参照)

本件発明の実質的価値(本質的な特徴)

本件発明の実質的価値は、本件発明に最も近い先行技術である米国特許第4 389492号明細書に記載された、酸化鉄添加マグネシア・スピネルれんがでは 達成することができなかった「高温時の付着物の形成促進能力」の確保を、酸化鉄 の代わりに酸化ジルコニウムを添加することにより可能にしたところにある。 セメント工業用回転窯(以下「ロータリキルン」という)の内張りれんが

は、中に入れるセメント原料が塩基性であるため、耐食性が要求され、焼成窯であるため、耐熱性が要求され、窯自体が回転し、かつセメント原料が窯内面を転動す るため、機械的強度が要求される。また、ロータリキルンのバーナーは、燃焼の制御が難しく、焼成帯の温度変動を避けることができず、また、回転円筒窯のたびた びの冷却及び再度の加熱により、れんがに熱衝撃が発生しやすい。そのため、ロー タリキルン内張りれんがは、耐食性、耐熱性、機械的強度に加え、耐熱衝撃性に優 れたものを使用する必要があった。

これらの特性を備えたれんがとして、従来から使用されていたのは、マグネ シア・スピネルれんがであった。

マグネシアれんがは,マグネシア(MgO(融点:2800℃))を主成分 とする代表的な塩基性れんがであり、製鋼炉、精錬炉やガラス蓄熱室の内張りに使 用されてきた。このれんがは、耐食性、耐熱性及び機械的強度には優れているもの の,熱膨脹係数が大きくクラックが入りやすいため,耐熱衝撃性(耐スポーリング 性)に劣る。そのため、ロータリーキルンに適用することはできない。

そこで、マグネシアれんがにスピネル($MgO \cdot Al_2O_3$ (融点:2135°C))を添加することにより、弾性が付与され耐スポーリング性が改善されて、ロータリーキルンへの適用が可能となった。このれんががマグネシア・スピネルれんがである。

一方, ロータリキルン内では, セメント原料のうち, CaO・SiO2を主成分とするセメント成分がれんがの表面に付着する。この付着物は高温のセメント原料の熱衝撃を緩和する重要な働きをする。しかし, この付着物は高温のセメント原料の熱的・機械的衝撃を受け, れんがの表面から脱離する危険性が常にある。脱離は付着物の緩衝機能を急激に低下させる。そこで, この付着物の形成促進能に優れたれんが組成の選択が求められてきた。

米国特許第4389492号明細書に記載された酸化鉄添加マグネシア・スピネルれんがは、正しく付着物の形成促進能に優れたれんがである。この酸化鉄添加マグネシア・スピネルれんがは、ロータリキルンの焼成バーナーが安定して燃焼するときには、付着物の形成促進能を相当な程度で発揮する。しかし、セメント原料がロータリキルン内を転動するなどして、燃焼条件が変動して燃焼温度が上昇することがある。このような高温時には、付着物が熔融して消失するため、高温のセメント原料がれんがに直接作用して熱的・機械的衝撃を与え、れんがの寿命を大幅に短縮するという問題を、本件発明の発明者(以下「本発明者」という。)が初めて見いだした。

本発明者は、上記知見に基づき研究を重ねた結果、米国特許第438949 2号明細書記載の「セメント工業用回転筒窯用の酸化鉄添加マグネシア・スピネルれんが」の欠点である、高温時に付着物が熔融するという問題を、酸化鉄に代えて酸化ジルコニウムを添加することにより解決したのである。

3 原明細書の記載

(1) 原明細書の内容を示す公開特許公報(特開昭62-260765号,甲第3号証)により,上記の点が原明細書にどのように記載されているかをみる。

ア 上記公報の特許請求の範囲の中には、「(1)10ないし50重量%のスピネルクリンカー(MgO・Al2O3)、50ないし90重量%の焼結マグネシア、及びスピネルクリンカー、及び0.5ないし4重量%の焼結マグネシアの全量に関連させて、100重量%に対してとられた、付着物の形成を促進する金属酸化物成分を有する、マグネシアスピネルを主材とする、耐火素地」との記載(以下、「記載ア」という)が含まれている。

上記公報の1頁右下欄8ないし18行には、(発明の詳細な説明)の一部として(以下、同じ)、「本発明は耐火組成物に関し、特に、10ないし50重量%のスピネルクリンカー(MgO・Al2O3)、50ないし90重量%の焼結マグネシア、並びにスピネルクリンカーと、焼結マグネシア(Sintermagnesia)の全量に関連させて、100重量%に対して0.5ないし4重量%の、付着物の形成を促進する金属酸化物を有するマグネシアスピネル基材のセメント工業用の回転円筒窯の内面内張り用耐火組成物及びそのような組成物を用いて作られた耐火れんがに関しており」と記載されている(以下、「記載アクリンと記載されている(以下、「記載アクリンと記載されている(以下、「記載アクリンと記載されている(以下、「記載アクリンと記載されている)。

イ 同2頁左上欄14行ないし左下欄11行には、米国特許第438949 2号明細書記載の「セメント工業用回転筒窯用の酸化鉄添加マグネシア・スピネル れんが」は、マグネシアが抵抗体として働き、スピネルが弾性付与体として働き、 酸化鉄が付着物の形成促進剤として働くことにより、セメント回転窯用のれんがと して約1450℃までの比較的低い操業温度では一定の特性を維持するが、上記の 温度より高い温度になると、酸化鉄の付着物形成促進能が喪失するばかりでなく、 酸化鉄添加物が純粋なマグネシア・スピネルれんがのほかの特性に悪影響を及ぼ す、との趣旨の記載(以下、「記載キ」という)がある。

同公報には、その直後に、2頁左下欄12行ないし17行に、「はじめに述べた種類の公知の耐火組成物及び耐火れんがを、高い温度のときも、特にセメント工業用回転円筒窯の焼結帯における加熱時に、付着物の形成の促進を達成することができるという、趣旨に沿って改良するという課題が本発明の基礎になっている。」と記載されている(以下、「記載イ」という)。

2頁右下欄第10行ないし3頁左上欄第7行には、「酸化鉄の代りに、酸化ジルコニウムが付着物の形成を促進するための添加物として用いられるとき・・・酸化鉄添加物の欠点を回避することが成功するという意外な認識が、本発明の基礎になっている。これによって、正常な窯の操業温度よりも高い温度のときもすぐれた付着物の形成がもたらされ、その結果、すぐれた緊急作動特性を生じ

る。付着物の形成が促進されるのみならず、セメントクリンカー熔融物によるれんがの浸透深さも、低下せしめられ、その結果として、特に、例えば、回転円筒窯の たびたびの冷却及び再度の加熱が行なわれ、その結果としてその度毎に付着物の減 少もしくは流れ落ち(zerriesela)を生じ,それと共にセメント回転円筒窯に使用 される耐火れんがのあきらかに延長せしめられた耐用年数(Standzeiten)がもたら されることが明らかとなった。」と記載されている(以下,「記載ウ」という)。

ウ 2頁左下欄18行ないし右下欄1行には、「この課題は、金属酸化物が酸化ジルコニウムであり、且つ0.1mmよりも小さな粒度領域にあることを特徴と

3頁左上欄8行ないし右上欄11行では、「西独特許公開公報第264 6430号に酸化ジルコニウムを添加したマグネシアれんが(マグネシア・スピネ ルれんがではない)は記載されているが、マグネシアれんがにおいて酸化ジルコニ ウムが付着物の形成に影響を及ぼすことを示唆する記載はないと説明し、また、西独特許公開公報第2507556号にも上記と同様のマグネシアれんがが記載されていると説明し、さらに、西独特許公開公報第2249814号には、マグネシア れんがにおいて酸化ジルコニウムを弾性付与体として使用することが記載されてい

る」と説明している(以下,「記載エ」という)。 オ 記載エに続けて,3頁右上欄12行ないし17行には, 「特にそこで は、酸化ジルコニウムは、不規則に(erratisch)分配された大きな粒形状で使用さ れるのに対して、本発明に従った利用の場合、酸化ジルコニウムは、O.O6mmよ りも小さな径の微細粒度のものを使用することが必要不可欠である。」と記載され ている(以下,「記載工」という)。

3 頁左下欄 4 行ないし 4 頁右上欄 9 行の例 1 ~ 3 には, 「O. O 6 mmよ りも小さな粒度」の酸化ジルコニウムを使用したマグネシア・スピネルれんがが記 載されている(以下、「記載オ」という)

(2) 以上のように ,原明細書には,特定の組成の耐火素地に関する発明(これ (2) 以上のように、原明神書には、特定の組成の剛久紊地に関する発明(これを「本件上位概念の発明」という。)が「記載ア」に、本件上位概念の発明において、「付着物の形成を促進する金属酸化物」として、酸化鉄の代わりに酸化ジルコニウムを用いる発明(以下「本件中位概念の発明」という。)が「記載ウ」に、付着物の形成を促進する「酸化ジルコニウム」の粒度を「O. 1mmよりも小さな粒度領域にある酸化ジルコニウム」に特定した発明(以下「本件下位概念の発明」といる。)が「記載スプレア う。)が「記載イ」に開示されている。原明細書で特許請求されているのは、本件 下位概念の発明であり,本件発明で特許請求されているのは,本件中位概念の発明 である。

4 審決の誤り

(1) 審決は、上記の記載ウについて「『基礎になっている』という記載は、『酸化ジルコニウム』であれば、如何なる酸化ジルコニウムでも従来技術における課題の解決が可能であるということを意味するのか、或いは、従来技術における課題解決のためには、『酸化ジルコニウム』というだけではなく、更なる条件(すななれば、「ないまたない」となる。 わち「O. 1mmより小さなもの」を使用するという条件)を必要とすることを意味 するのかは、該記載だけでは、直ちには判断できない。」(審決書10頁31~3 7頁)としている。

しかし、上記の当該箇所の記載だけからでも「酸化ジルコニウムをマグネ シアスピネルれんがに添加することにより付着物の形成が促進されること」が当業 者にとっては明らかである。なぜなら、耐火物では、その基礎をなすのは化学組成 であり、粒径等は副次的な要素であるからである(甲第5号証、吉木文平著「耐火 物工学」68~97頁, 特に68頁1~18行)

また、上記の記載ア、ア、ウ、特に上記の記載ア、ウからも、審決のいう更なる条件が必要不可欠のものでないことが明らかである。 (2) 審決が、上記の記載工及び記載エ、を根拠にして、上記の更なる条件を必

須と判断したことは誤りである。

記載エは,3件の西独特許公開公報の記載内容を説明したものである。こ れらはいずれも,マグネシアれんがについて記載したものであって,マグネシア・ スピネルれんがについて、さらにはマグネシア・スピネルれんがにおける付着物形 成促進手段については何も記載されていない。したがって、記載エを、上記の判断 の根拠にすることはできない。 記載エに続く記載エ'には「O.O6mmよりも小さな酸化ジルコニウムを

使用することが必要不可欠である」とした記載はあるが、この記載を唯一の根拠にして、上記の判断を導くとしたら、あまりにも短絡した思考であり、特許制度及び 分割出願制度の趣旨に反することは明らかである。

したがって、上記の審決の認定判断は誤りである。

- (3) 一方、上記の記載イ、イン、ウ、キから明らかなように、原明細書には、抵抗体としてのマグネシア及び弾性付与体としてのスピネルからなるマグネシアと、以近れんがに、付着形成促進剤としての酸化ジルコニウムを添加することが明記されており、高温時の付着物の形成を促進することができるということが明記されており、耐食性及び耐熱性に加えて耐熱衝撃性を向上させたマグネシア・スピネルれんが及びこれを用いたセメント工業回転筒窯を提供できることが記載されていることは明らかである。改めてその実施の可能性についてみても、これを妨げる理由を見いだらかである。改めてその実施の可能性についてみても、これを妨げる理由を見いだらかである。なめてその実施の可能性についてみても、これを妨げる理由を見いだらかである。なめできない。したがって、原明細書には、上記の酸化ジルコニウム添記載されていたとはできない。したが方である。といれんが及びこれを用いたセメント工業用回転筒窯の発明が記載れ、かつ、当業者がその実施を容易にできる程度に記載されていたと解するのがも当断された事件ではないのである。

本件発明において、原明細書中に記載されている公知文献(米国特許第4389492号明細書)の記載を前提にして本件発明の実質的価値を評価して。その記載されている発明を特定することに、格別の問題はないはずである。件発明の実施されている発明を特定することに、格別の問題はないはずである。件発明の情報であることがであることがであることがであることがであることがであることがであることがであることがであることがであることがである。に、本件発明がこれらすべての条件を満たしていることは、明らかではない。自己を対し、特許法第36条に係る無効事由を指摘された即の出願におり、原明は、特許法第36条に係る無効事由を指摘された即にはない。に、本件発明がこれらずる条に係る無効事由を指摘された即の出願に対した記念に、おり、以上のとおり、特許法書のではないのであるから、自己を明には、特許法書のではない。誤されているものではなく、もとの特許出願の時に出願の時に出願であるがら、といのではなく、もとの特許出願の時に出願ができないが、といるといることができないので、本件発明は、特許を受けることができないので、本件発明は、特許を受けることができないので、本件発明は、特許を受けることができないので、本件発明は、特許を受けることができないので、本件発明は、特許を受けることができないので、まないのであるから、違法なものとして取り消された。

審決の認定判断は正当であり,審決に原告主張のような誤りはない。

1 原告は、審決が、原明細書の記載全体を見ず、原明細書の記載の一部の表現方法にとらわれて、酸化ジルコニウムを「O. 1mmより小さい粒度領域にあるもの」と「O. 1mmより大きな粒度領域にあるもの」に分け、後者については、原明細書に記載もなく、自明であるとすることもできない、との誤った結論を導いたものである、と主張する。

しかし、審決は、

「原明細書の記載には,『O. 1mmよりも小さな粒度領域にある酸化ジルコニウム』以外の酸化ジルコニウムについては,何ら記載されておらず,また,原

明細書の記載からでは、『O. 1mmよりも小さな粒度領域にある酸化ジルコニウム』以外の酸化ジルコニウムも、付着物の形成を促進するという作用効果を有しており、耐火素地の成分として用いることができることが、自明であるとすることもできない。

よって、原明細書、すなわち原出願の願書に最初に添付された明細書又は図面には、「O. 1mmより小さい粒度領域にあるもの」以外の酸化ジルコニウムを用いる発明については記載されていないとするのが妥当である。』(審決書11頁27行~36行)

として、原明細書の記載全体に照らして認定したものであり、決して、原告のいうように原明細書の記載の一部の表現方法にとらわれて結論に至っているわけではない。

2 特許請求の範囲の必須要件項には、自らが発明した、特許を受けようとする事項のみが記載され、かつ特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のすべてが記載される。したがって、本件発明の特許請求の範囲(1)に、原告のいう本件上位概念の発明と本件下位概念の発明が同時に記載されていると解することはできない。

原明細書の特許請求の範囲(1)に記載された文言中の「10ないし50重量%のスピネルクリンカー($MgO \cdot Al2O3$),50ないし90重量%の焼結マグネシア,及びスピネルクリンカー,及び0.5ないし4重量%の焼結マグネシアの全量に関連させて,100重量%に対してとられた,付着物の形成を促進する金属酸化物成分を有する,マグネシアスピネルを主材とする,耐火素地,特にセメント工業用回転円筒窯の内面内張りのための耐火れんが用の耐火素地において」は,発明の特徴部分を明確化するための前提条件を示す部分である。前提条件を示すこの部分が,独立して,本件発明の特許請求の範囲(1)にかかる発明の要旨と解されることはなく,まして,他の部分とは別の一つの発明を構成するものなどということはあり得ない。

上記前提部分を「10ないし50重量%のスピネルクリンカー・・・耐火素地」と、「特にセメント工業用回転円筒窯の内面内張りのための耐火れんが用の耐火素地において」に分離して把握する原告の解釈も不合理である。後者は、前者の用途を限定しているものであって、二つの部分は一体として解釈されるべきである。

以上のとおりであるから、もとの出願において開示されているのは、「10ないし50重量%のスピネルクリンカー(MgO・Al2O3)、50ないし90重量%の焼結マグネシア、及びスピネルクリンカー、及びO.5ないし4重量%の焼結マグネシアの全量に関連させて、100重量%に対してとられた、付着物の形成を促進する金属酸化物成分を有する、マグネシアスピネルを主材とする、耐火素地、特にセメント工業用回転円筒窯の内面内張りのための耐火れんが用の耐火素地において、金属酸化物が酸化ジルコニウムであり、且つO.1mmよりも小さな粒度領域にあることを特徴とする耐火素地」という一つの発明にすぎない。3原告は、本件発明の価値は、これに最も近い先行技術である米国特許第43

3 原告は、本件発明の価値は、これに最も近い先行技術である米国特許第4389492号明細書に記載の、酸化鉄添加マグネシア・スピネルれんがでは達成することができなかった「高温時の付着物の形成促進能力」の確保を、酸化鉄の代わりに酸化ジルコニウムを添加することにより可能にしたところにある、と主張し、また、甲第4号証を提示し、本件発明の発明者は、米国特許第4389492号明細書に記載されている「セメント工業用回転筒窯用の酸化鉄添加マグネシア・スピネルれんが」の欠点である、高温時に付着物が熔融するという問題を、酸化鉄に代えて酸化ジルコニウムを添加することにより解決したものである、と主張している。

しかし、原告自身が主張しているとおり、原出願から分割して新たな出願とすることのできる発明は、原出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に、その要旨とする技術事項のすべてが、当業者が正確に理解し、かつ、容易に実施することができる程度に記載されていることが必要であり、原明細書に記載されていない甲第4号証をもって、本件発明の実質的価値を認定する必要はない。

本件で、分割出願が、原出願時になされたものとみなされるか否かは、本件発明を、本件明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて認定し、このように認定された本件発明の要旨とする技術的事項のすべてが、原出願の出願当初の明細書又は図面(原明細書)に記載されているか否かについて認定して決めれば足りることである。

4 原告は、「酸化ジルコニウムをマグネシアスピネルれんがに添加することにより付着物の形成が促進されること」が、「記載ウ」の記載だけからでも、当業者 にとっては明らかであるとし、その理由として、「耐火物では、その基礎をなすの は化学組成であり、粒径等は副次的な要素である」(甲第5号証)ことは、当業者にとっても周知のことであるからである、と主張する。

しかし、酸化ジルコニウムと原明細書で開示されている発明との関係につ

意味するのか、あるいは、従来技術における課題解決のためには、「酸化ジルコニウム」というだけでなく、更なる条件(すなわち「O. 1mmより小さなもの」を使用するという条件)をも必要とすることを意味するのかを、直ちに判断することは できないのである。 記載ウで, 「O. 1mmよりも小さな粒度領域にある酸化ジルコニウム」以外

の酸化ジルコニウムについては、何ら具体的に記載されていない以上、原告の主張 は、当を得ないものであることが明らかである。

記載ウの後半「これによって、正常な窯の操業温度よりも高い温度のときもすぐれた付着物の形成がもたらされ、その結果、すぐれた緊急作動特性を生じる。・・・」の「これ」は、その前文の「本発明」を指すものであるから、原告の主張する、酸化ジルコニウムの粒度を限定しない本件上位概念の発明の効果を述べ たものではない。

5 原告は、上記の記載ア、ア'、ウ、特に上記の記載ア'、ウからも 更なる条件が必要不可欠のものでないことが明らかである。と主張する。 ウからも,上記の

しかし、原告が、記載アとして引用した部分は、甲第3号証の特許請求の範囲に記載された発明の前提部分にすぎない。

すなわち,特許請求の範囲の記載は,

「(1) 1 0 ないし5 0 重量%のスピネルクリンカー(MgO・AI2〇3), 50ないし90重量%の焼結マグネシア,及びスピネルクリンカー,及び0. 5ないし4重量%の焼結マグネシアの全量に関連させて,100重量%に対してと られた,付着物の形成を促進する金属酸化物成分を有する,マグネシアスピネルを 主材とする、耐火素地、特にセメント工業用回転円筒窯の内面内張りのための耐火 れんが用の耐火素地において、金属酸化物が酸化ジルコニウムであり、且つO. 1 mmよりも小さな粒度領域にあることを特徴とする耐火素地」 というものであるから、そこには、酸化ジルコニウムとの関連では、「金属酸化物が酸化ジルコニウムであり、且つO. 1 mmよりも小さな粒度領域にあることを

特徴とする耐火素地」が示されているにすぎない。

また、原告が記載ア'として引用した部分には、その「本発明は耐火組成物 に関し、特に、・・・組成物を用いて作られた耐火れんがに関しており・・・」と の記載自体から明らかなように、単に、本件発明の技術分野が記載されているにす ぎない。

記載ウにおいて,「0.1mmよりも小さな粒度領域にある酸化ジルコニウ ム」以外の酸化ジルコニウムについては、何ら具体的に記載されていないことは、 前述のとおりであり、したがって、これとア、ア'の記載を併せ考慮しても、原告 が主張するような、「付着物の形成を促進する金属酸化物を特定しない本件上位概 念の発明」が開示されているとは認められない。

6 原告は、審決が記載エ及びエ'を根拠にして、上記の更なる条件を必須と判

断したことは誤りである、と主張する。
しかし、分割出願することのできる発明は、原出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に、その要旨とする技術的事項のすべてが、当業者が正確に理解 し、かつ容易に実施することができる程度に記載されていなければならない。そう である以上、分割出願することのできる発明の認定に当たって、発明の詳細な説明 の一部を判断の根拠としないことは、妥当でない。

記載エ, エ'においては, マグネシアスピネルれんがについて, 付着物の形 成を促進する手段としては、酸化鉄に代えて酸化ジルコニウムを用いること、及

び、酸化ジルコニウムは小さい粒度領域にあること、の両方を必須の要件であるとしていると解釈される。そこには、単に、酸化ジルコニウムを使用すればよい、な

どとということは示されていない。

原告は、記載イ、イ'、ウ、キから明らかなように、原明細書には、抵抗体 としてのマグネシア及び弾性付与体としてのスピネルからなるマグネシア・スピネ ルれんがに、付着形成促進剤としての酸化ジルコニウムを添加することにより、高 温時の付着物の形成を促進することができるということが明記されており、耐食性 及び耐熱性に加えて耐熱衝撃性を向上させたマグネシア・スピネルれんが及びこれ を用いたセメント工業回転筒窯を提供できることが記載されていることは明らかで ある、と主張している。

しかし、記載イ、イ'として原告が挙げる部分には、

「はじめに述べた種類の公知の耐火組成物及び耐火れんがを、高い温度の 特にセメント工業用回転円筒窯の焼結帯における加熱時に,付着物の形成 の促進を達成することができるという、趣旨に沿って改良するという課題が本発明 の基礎になっている。

この課題は、金属酸化物が酸化ジルコニウムであり、且つO. 1mmよりも 小さな粒度領域にあることを特徴とする、はじめに述べた種類の耐火組成物による 本発明によって解決される。」

と記載されているにすぎない。

言い換えれば,原出願の出願当初の明細書には,「金属酸化物が酸化ジルコ ニウムであり,且つ0.1mmよりも小さな粒度領域にあることを特徴とする」発明 が記載されているにすぎず、「O. 1mmよりも小さな粒度領域にある酸化ジルコニウム」以外の酸化ジルコニウムについては何も記載されていない。

記載ウは,「0.1mmよりも小さな粒度領域にある酸化ジルコニウム」以外の酸 化ジルコニウムについて何も開示していない。O. O 6 mmよりも小さな粒度領域の 酸化ジルコニウムを添加物として用いた場合に、酸化鉄添加物の欠点を回避できる ことが示されているにすぎない。同様に、記載キについても、その記載は認められ ない。

原告の主張は、当を得ないものである。

当裁判所の判断

もとの出願の明細書の記載について

甲第3号証によれば、原明細書には、以下のとおりの記載があることが認め られる。

(1) 特許請求の範囲

- 「(1) 10ないし50重量%のスピネルクリンカー(MgO・Al2O3) 50ないし90重量%の焼結マグネシア、及びスピネルクリンカー、及び0.5ないし4重量%の焼結マグネシアの全量に関連させて、100重量%に対してとられた、付着物の形成を促進する金属酸化物成分を有する、マグネシアスピネルを主材 とする、耐火素地、特にセメント工業用回転円筒窯の内面内張りのための耐火れん が用の耐火素地において、金属酸化物が酸化ジルコニウムであり、且つO. 1mmよ りも小さな粒度領域にあることを特徴とする耐火素地。
- (2) 酸化ジルコニウムが 0.06mmよりも小さな粒度領域にあることを特 徴とする特許請求の範囲第1項に記載の耐火組成物。
- (3) 酸化ジルコニウムの含有量が1ないし2重量%であることを特徴とす る特許請求の範囲第1項に記載の耐火組成物。
- (4) 上記特許請求の範囲第1項ないし第3項のうちの1項に記載の耐火組 成物を用いて製造された耐火れんが、特にセメント工業用回転円筒窯の内面内張り のための耐火れんが。」

(2) 発明が解決しようとする課題

ア 「セメント工業において、・・・回転円筒窯の内面を内張りするとき、・・・マグネシアスピネル基材・・・耐火れんが・・・が使用されている。・・・マグネシアスピネルれんがは、・・・付着物の形成を下げるという特性を有する。しかし、ある一定の付着物の形成は、その生成によってセメントクリカ 一熔融物の化学熱的攻撃から本来の耐火れんがを守り,且つ外部への熱絶縁を良く するために望ましい。」(1頁右下欄18行~2頁左上欄13行)

「その理由から、・・・マグネシアスピネル組成物の付着物の形成を良 くするために、酸化鉄が添加された・・・耐火組成物、及びそれを用いて作られた れんが (Stein) が、米国特許4389492号からすでに知られている。このよう な酸化鉄添加物は、・・・付着物の形成を促進するのに適しているが、しかし約1 450℃迄の比較的低い操業温度・・・のときだけ適するのみである。」(2頁左 上欄14行~右上欄6行)

「それに加えて,このような酸化鉄添加物は・・・純粋なマグネシアス ピネルれんがのほかの特性に影響を及ぼし・・・マグネシアスピネルれんが を・・・古くから知られた酸化鉄含有マグネシア製品に近いものにしてしまう」 (2頁右上欄16行~左下欄6行)

エ 「はじめに述べた種類の公知の耐火組成物及び耐火れんがを、高い温度 のときも・・・付着物の形成の促進を達成することができるという、趣旨に沿って 改良するという課題が本発明の基礎になっている。」(2頁左下欄 1 2 行~ 1 7

(3) 課題を解決するための手段

「この課題は,金属酸化物が酸化ジルコニウムであり,且つ0. 1mmよ りも小さな粒度領域にあることを特徴とする、はじめに述べた種類の耐火組成物に よる本発明によって解決される。

加うるに、本発明は酸化ジルコニウムがO. O6mmよりも小さな粒度領

域にあることを備えることができる。」(2頁左下欄下3行~右下欄4行)

「酸化鉄の代りに、酸化ジルコニウムが付着物の形成を促進するための 添加物として用いられるとき・・・よく知られた酸化鉄添加物の欠点を回避するこ とが成功するという意外な認識が、本発明の基礎になっている。これによっ て,・・・すぐれた付着物の形成がもたらされ、その結果・・・セメント回転円筒 窯に使用される耐火れんがのあきらかに延長せしめられた耐用年数・・・がもたら されることが明らかとなった。」(2頁右下欄10行~3頁左上欄7行)

ウ 「酸化ジルコニウム添加物を有するマグネシアれんがは、西独特許公開公報(DE-OS)第2646430号からすでに知られているが、しかし、この マグネシアれんがの場合、酸化ジルコニウム添加物は過剰のカルシウムを無害にす るのに役立つものであるが、そこにおいて、酸化ジルコニウムが、その任意の仕方 で、付着物の形成に影響を及ぼすというような指示は見つけ出されてはいないよう

である。」(3頁左上欄8行~3頁左上欄16行)

てある。」(3月2年間31~3月2年間161) エ 「西独特許公開公報(DE-OS)第2249814号から、マグネシアれんがの場合、酸化ジルコニウムを弾性付与体・・・として使用することが知られている。しかし・・・マグネシアスピネルれんがの場合の付着物の形成を促進する手段として、酸化ジルコニウムを使用することに関して何らの指示も認識されて いない。特にそこでは、酸化ジルコニウムは、不規則に(erratisch)分配された大 きな粒形状で使用されるのに対して、本発明に従った利用の場合、酸化ジルコニウ ムは、O.O6mmよりも小さな径の微細粒度のものを使用することが必要不可欠で 。」(3頁左上欄19行~右上欄下17行) (4) 実施例の記載について ある。

「例1:

78重量%のマグネシアクリンカー、20重量%のスピネルクリンカー 及び〇. 〇 6 mmよりも小さな粒度を有する2 重量%の Z r O 2 (判決注・酸化ジル コニウム)の混合物1000Kgを・・・強制混合機で混合し、1.5重量%の水及び2重量%の50%亜硫酸廃液・・・と混ぜ、次いで・・・水圧プレスにより圧縮した。得られた成形物・・・を通常のように乾燥させ、次いで1700℃で、トンネル窯内で、保持時間8時間で焼いた。このようにして作製した耐火れんがを、 セメント回転円筒窯の焼結帯の試験区間・・・を内張りするために使用し

本発明に従った耐火れんがは,窯の停止後(運転期間3ヶ月),一様な 付着物の形成を示した。」(3頁左下欄4行~右下欄9行)

「例2: 例1の方法に従って、一定の隔たりをおいて、O 5ないし5重量%の酸化ジルコニウム含有量の例1に示された本発明に従った組成の試験れんが10個 を作った。続いて、次のようにして、クリンカー付着試験によって付着物の形成を 測定した。

7 c mの稜長さを有する二つの立方体をセメント原料粉の錠剤・・・を 間に介在させて重ねておき、電気的に加熱されたナーバー炉・・・で、5時間の 間、1450℃の温度にさらした。冷えたのち、セメントクリンカーとれんが間の 付着強度・・・を・・・調べた。・・・

・・・付着物の形成の最適条件は1ないし2重量%のZrO2含有量にあり、・・・良好な付着物の生成はO.5ないし4.5重量%の本発明に従って定められた全領域にわたって認められた。」(3頁右下欄15行~4頁左上欄17行)

「例3:

例1の方法に従い且つ例1のマグネシアスピネル組成物をもって,ZrO2の添加量2%の耐火れんがの,例2と同様な7cmの稜長さを有する1個の立方体と,酸化ジルコニウムを含まない対照れんがを作った。・・

12時間加熱後、酸化ジルコニウムを含まないれんがと比較して、本発明に従った・・・れんがの場合、50%の浸透深さの減少が明らかになった。」 (3頁左上欄18行~4頁右上欄9行)

2 もとの出願に係る発明の内容

(1) 上記認定事実によれば、原明細書には、マグネシアスピネルを基材とする耐火れんがの表面への付着物の形成の促進が課題として記載され(上記(1) アないしウ)、この課題は、付着物の形成を促進する成分として「O. 1 mmよりも小さな粒度領域」にある酸化ジルコニウム(上記(1) 特許請求の範囲(1) 項、及び(3) ア)、あるいは「O. 0 6 mmよりも小さな粒度領域」(上記(1) 特許請求の範囲(2) 項、(3) ア、及び同工)にある酸化ジルコニウムを使用することにより達成できる旨記載されていることが認められる。

その実施例 (例 1 ないし3) においても, いずれも, O. O 6 mmよりも小

さい粒度を有する酸化ジルコニウムが使用されていることが認められる。

- (2) 原明細書には、酸化ジルコニウムの粒度について、「O. 1 mmよりも小さな粒度領域にあることを特徴とする」(上記(3)ア)と記載される一方、「O. 06 mmよりも小さな径の微細粒度のものを使用することが必要不可欠である。」(上記(3)エ)とも記載されるなど、整合しないと疑われる点も見られる。しかし、いずれにしても、原明細書記載の発明においては、酸化ジルコニウムの粒度が特定下であることが明記されている。このことは、(3)エにおいて引用されている、西独特許公開公報第2249814号に記載されている酸化ジルコニウムが「弾性付与体」として使用されている「マグネシアれんが」では、酸化ジルコニウムは、「本発明に従った利用の場合」、すなわる、マグネシア・スピネルれんがの付着物形成促進剤として使用する場合には、「酸化ジルコニウムは、O. 06mmよりも小さな径の微細粒度のものを使用する、とが必要不可欠である。」と、酸化ジルコニウムの粒径が、れんがの種類の相違、とが必要不可欠である。」と、酸化ジルコニウムの粒径が、れんがの種類の相違、とび酸化ジルコニウムの機能の相違、と関連づけて明確に記載されていることから、明らかである。
- (3) 以上のとおりであるから、原明細書に、マグネシアスピネルを基材とする耐火素地の表面への付着物の形成を促進する金属酸化物として記載されているのは、粒度が特定値(O. 1mm)以下の酸化ジルコニウムのみであるものと認められる。
- (4) 原告は、耐火物では、その基礎をなすのは化学組成であり、粒径等は副次的な要素であるから、原明細書に記載された発明において、酸化ジルコニウムの粒径が、「O. 1mm以下」との条件が不可欠なものでないことは明らかである旨主張し、その根拠として甲第5号証(「耐火物工学」)を挙げる。

しかし、甲第5号証には、「耐火物の本質をつかむためには、(1)どんな成分から成り立っているかという化学的構成、(2)それらの化学成分がどんな結合状態にあるかという相的構成、ならびに(3)それらの相がどんな集合状態をなすかという組織的構成の3つの観点から耐火物を理解することが必要であろう。」(68頁6行~9行)、「4.3.2 不均質組織 2種またはそれ以上の構成相が交雑して、83頁20行~22行)、「(i)結合組織・・・一般の耐火煉瓦は・・・結合方式にはりな集合状態を呈する組織で、一般耐火煉瓦はほとんどこの組織に属する。」(83頁20行~22行)、「(i)結合組織・・・一般の耐火煉瓦は・・・結合組織によいによるものと、化学的結合によるものとがある。・・・いずれも結合組織によいよるものとがある。・・・いずれも活合組織によいよる。といずれらの場合を除近の場合を対し、では変別の地度を与える点では変りがない。これらの結合煉瓦では特別の場合をが近よいは原料の粒度を与える点では変りがない。これらの結合煉瓦では特別の場合をが近よいは原料の粒度を与える。」の独立とは、一般的傾向とされている。このためには原料の対度分布が重要な内では原料の対しる。上記記載によれば、むしろ、「原料の粒度分布が重要な因子」をなすことは、耐火れんがの分野においては技術常識であったものと認められる。

この点についての原告の主張は、採用できない。 (5) 原告は、原明細書の「記載ウ」、すなわち、「酸化鉄の代りに、酸化ジル コニウムが付着物の形成を促進するための添加物として用いられるとき・・・酸化 鉄添加物の欠点を回避することが成功するという意外な認識が、本発明の基礎にな っている。これによって、・・・付着物の形成が促進されるのみならず、・・・セ メント回転円筒窯に使用される耐火れんがのあきらかに延長せしめられた耐用年数 がもたらされることが明らかとなった。」との記載は、本件発明の基礎をなすものに係るものであり、酸化ジルコニウムが特定粒度のものに限られない本件中位概念の発明が原明細書に記載されていることは、この記載から明らかである、と主張す る。

「記載ウ」には、酸化ジルコニウムの粒度が特定値以下でなけれ ばならない旨の記載は含まれない。しかし、そこには、逆に、特定値以下であることが必要とされない旨の記載もなく、それ自体、酸化ジルコニウムの粒度につい て、なんらの開示を含むものではない。

そうすると、原明細書に接した当業者は、当然のこととして、「記載ウ」と、原明細書のその他の部分の記載、及び技術常識に基づいて「記載ウ」を理解することとなる。

前示のとおり,原明細書のその他の部分に,れんがの種類の相違,及び酸 明示のとあり、原明細書のての他の部分に、れんかの種類の相違、及び酸化ジルコニウムの機能の相違、と関連づけて、その粒度が特定値以下であることが不可欠である旨、明確に記載されていること、耐火れんがの分野において、「原料の粒度分布が重要な因子」をなすことが技術常識であったことに照らすと、原明細書の「記載ウ」に接した当業者が、原明細書には、酸化ジルコニウムの粒度が特定値以下であることを要件としない発明が開示されているものと理解することはあり得ない、というべきである。

したがって、この点に関する原告の主張も採用できない。

(6) 原告は、分割出願制度の趣旨は、第三者に対して不当に不測の損害を与え るおそれのない限り、公開の代償として、原出願の願書に最初に添付された明細書 又は図面に開示した発明についてはできるだけ特許権の取得の機会を与えることに あり、分割の対象とされる本件発明が、原明細書の記載全体から把握することがで き、かつ、その発明を当業者が容易に実施することができる程度に記載されている ときには、原明細書中の表記の場所や表記方法にとらわれることなく、出願の分割 を認めるべきである旨、及び、本件発明は、原明細書中に記載の公知文献(米国特 許第4389492号明細書)の記載を前提とすれば,当業者がその構成を理解 し、容易に実施することができる程度に記載されているから、出願の分割が認めら れるべきである旨、主張する。

確かに、原明細書には、米国特許4389492号に記載の酸化鉄に代え て、酸化ジルコニウムを付着物の形成促進剤として使用することが記載されている。しかし、原明細書には、同時に、酸化ジルコニウムを付着物の形成促進剤とし て使用する場合には,特定値以下の粒度のものを使用することが「必要不可欠」で あることが明記されていることは前示のとおりである。

このような記載のある原明細書に基づいては、その記載全体によっても、 耐火れんがにおいて「原料の粒度分布が重要な因子」との技術常識を有する当業者 が、酸化ジルコニウムの粒径が特定値以下であることを必要としない、との本件発明の構成を把握し、容易に実施できるということはできない。 したがって、この点についての原告の主張も採用できない。

以上のとおり、原告主張の審決取消事由はいずれも理由がなく、その他、審 決には、これを取り消すべき瑕疵は見当たらない。そこで、原告の本件請求を棄却 することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を 適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 眀 山 下 和

> 裁判官 阿 部 正 幸

裁判官 高 瀬 順 久